
特 集

家族政策及び労働政策が出生率及び人口に及ぼす影響に関する研究 その3-完

少子化現象のジェンダー論

—性役割分業社会とリプロダクティブ・ライツ—

目 黒 依 子*

1 はじめに

1989の特殊出生率1.57という数字は、既に見え隠れしていた「家族崩壊」への懸念や高齢化社会への対応の緊急性を政策に関与する人々に認識させ、1.57ショックという表現さえ生まれた。しかし、そのショックへの一部の政治家や財界の「女性の高学歴化や就業が出生率の低下を招いた」といった反応に対し、女性たちは一斉に反発した。その反発の背後には、出産についての決定に政策決定者（しかも男性の）が口を出すのはお断り、という態度が明らかにみられた。当時、リプロダクティブ・ライツという概念は、一部の女性運動家などを除いてはまだ一般に知られてはいなかったが、生殖行動に関する決定は女性が行う、という意志表示をしたのである。少子化という人口現象を社会問題としてとらえる場合、既存の社会構造を前提として人口バランスの「崩れ」によって生じる諸問題を主として経済効果の観点から論じる傾向が強い。しかし、出産行動の主体である女性たちの意識や行動を抜きにしては、この問題は語れない。

少子化問題というとき、何が問題なのか。「子供は家族の中で産み育てる」文化が支配的な日本では、少子化問題は結婚・家族の問題であるところから、本論では、ジェンダーの視点からみた家族の変化と、それと相まってみられた国際的な女性の地位向上運動と連動した女性政策の動向について論じる。そして、少子化がこのような社会的環境の変化の中での女性による意識的・無意識的な自己決定の行為であるということを提示し、政策的対応の方向を考察する。

2 近代社会のジェンダー関係

出産能力という身体的性的特性を備えた女性は、その特性から派生する様々の役割を、あたかも生得的な特性であるかのように割り当てられてきた。近代社会において、このよ

* 上智大学文学部

うな社会的・文化的に創られた性（ジェンダー）は、男女の社会的分業の仕組みの基盤となり、二つの性別分業システムが重なり合うジェンダー関係が成立した。そのシステムの一つは、社会＝公的領域、家族＝私的領域という公私の世界という分業であり、公的世界の労働は有償の生産活動、私的世界の労働は無償の再生産活動という労働の分業でもあった。産業化は個人が賃金を稼ぐ機会を提供し、長老支配の親族システムから若者を解放する経済的基盤を与え、労働の単位は個人になると共に、労働の場は職場へと職が住から分離した（e.g., Anderson, 1971; Laslett & Wall, 1972; Segalen, 1983）。ロマンティック・ラヴ・イデオロギーに基づく結婚からスタートする家族は、男女個人の私的領域であり、そこでの活動は専ら再生産活動となった。生産・再生産の場の分離がその担い手における性別分業でもあった。第二の性別分業システムは、家族の中での生産者と再生産者という性別分業で、それは出産者＝妻は再生産の場である家庭の担い手＝主婦と有償の生産活動をする人＝稼ぎ手＝夫とのペアである（e.g., Fischer, 1981; Davis, 1984）。

私的領域・再生産の担い手の主婦を誕生させた近代社会では、公・私、生産・再生産、そして性別という分業は経済的な依存関係であり、権力関係であるところから、家族システムはジェンダー関係の縮図である。その意味で、家族はまさにジェンダー・イシューであるといえよう。近年、世界各国にみられる共通の現象は、社会的・経済的・政治的状况の変化に伴い、家族がその形態や機能の変化を余儀なくされて「多様化」が進んでいることである。特に日本を含む産業社会においてみられる家族の変化は、夫婦と子供で構成され、性別役割が明確で、生産・効率主義の産業システムとの適合性の高い再生産システムとしての近代家族のもつ諸特徴の揺らぎであるといえる。このような揺らぎとジェンダー関係の変化との関わりは否めない事実である（目黒, 1987, 1991, 1992）。

3 日本の近代家族の成立

ジェンダー関係を切り口として日本における近代家族の成立をみると、第二次大戦後、個人の選択に基づく結婚が基本理念となり、デートや恋愛が都市化の流れと共に配偶者選択におけるプロセスとして受容され、恋愛結婚の割合が見合い結婚のそれを上回った1960年代半ば（厚生省, 1977）に定着が始まったといえる。配偶者選択に関わる家族理念は、他の側面を先導する形で「近代化」し始め、夫婦とその未婚子で構成されるという形態的特徴も、1960年代から核家族世帯の一貫した増加にみられた。出生児数の減少と傍系親族の排出により、家族員数も著しく減少した。これが戦後日本の家族変動第1期である。

この間、情愛と自己選択に基づく民主家族という名の下に、企業に忠誠を誓うことで稼ぎ手役割の保障を約束される夫と、その夫に経済的に依存しつつ夫の労働力を再生産する妻、という典型的な近代家族が、戦後の経済復興と成長を国是とする政策に沿って出現したのである。このような近代家族形成の担い手は、戦後復興期に青年期を迎えた出生コーホートと、急激な都市化を青少年期に経験したコーホートである（阿藤, 1991: 24）。彼らは民主主義教育による平等主義と、産業化によって要請されたジェンダー役割分業観を、

矛盾することのない価値とする時代の担い手なのであった。

この時期にみられた家庭における役割分業は、育児領域である程度の夫婦協業がみられたものの、家事の大半は妻が行い、主たる稼ぎ手は夫、というパターンであった。また、「共働き」や「働く母親」は少なくないものの「問題視」される風潮があった（目黒，1987）。「平等夫婦」の伴侶性（companionship）は、夫の職場と妻の家庭の分離が極めて明確であったためか、日本の近代家族の特徴とはならなかった（ブラッド，1978）。

1970年代には、働く女性の既婚率や年齢の上昇がみられ、主婦の就労は、家計の補助としていわば公認となった。しかしその働き方は、男性の場合とは異なる「非熟練、低賃金」でパートタイムがその典型であり、企業にとっては、便利な調整弁的労働力を主婦たちが提供していたことになる。また、働く主婦の意識も、主婦としての存在感を脅かすことのない就労を期待する傾向が一般的であったといえる（目黒，1980，179-184）。

経済成長期の近代家族においては、恋愛結婚した夫婦のジェンダー役割は「稼ぎ手と主婦」システムとして固定化され、家族は、夫婦や親子の関係よりは主婦・妻・母といった役割の遂行が中心的な社会的単位となった。それは、かつての「家」の規模が縮小し、家族構成が単純化したもので、結婚した女性は、老親を主とする親族の影響を受けながら、少数の子供の育成に専念する母親となることが期待される生き方の基盤となるものであった。

4 日本の近代家族の揺らぎ

このような近代家族システムが定着してきた1980年代になると、このシステムを支える諸条件の変化が顕在化してきた。これが戦後日本の家族変動第2期である。その変化の中心は女性の就業観や結婚観などに関する意識の多様化とともに進んだ既婚女性の就業の一般化や晩婚化と、その結果としてのライフコースの変化である。その意味で、近代家族の揺らぎの分析には、ジェンダーの視点が不可欠といえる。女性の生き方や意識の変化と家族の変化が連動しているのは、近代家族の成立を経験した社会には共通にみられる傾向である。そのような変動を分析する枠組みの一つとして、女性が「稼ぎ手」役割の担い手となることによって「稼ぎ手と主婦」システムとしての近代家族が終焉する、とする「家族の個人化」仮説がある（目黒，1991，1992）。これは、男女の性別役割分業の根幹となる近代家族システムと生産システムとの関係が根本的に変革されることがジェンダー関係の変革であり、それはジェンダー革命によって実現される、とするものである。

女性の自立を通してのジェンダー役割の変化を促進する要因には、法的・制度的要件や教育の向上、個人の経済力につながる雇用労働化、文化的（規範）要件などの他に、人口学的要因が挙げられる。日本の場合、女性の自己決定力をつける条件の一つである経済力をみてみると、例えばパートタイム就業者の確実な増加や男女の賃金格差にみられるように、女性が自立した稼ぎ手になりうる性格のものではないことが明らかである。その背景には、子育て期には育児に専念し、働く場合はその前後に、というライフサイクル型就労

が望ましいという意識の強さ（厚生省，1996，21頁）や，雇用慣行，税制，年金制度などにみられるような専業主婦を制度的に保護する仕組みが存在する。

では，曲がりなりにも日本の近代家族システムを揺るがせ始めた要因は何か．一つは，人口学的要因や産業構造要因などの相互作用から，女性が主婦・妻・母として女の一生を生きるというそれまでのライフコースを問い直す必要に迫られる状況が生じてきたことであろう．戦後世代では，寿命が延びたことで成人期が延びたが，それは同時に学校教育の期間が長期化し，就業が当たり前となって，結婚や出産などのタイミングの遅れを伴い，且つまた出生児数の減少によって育児期間が短縮したことであり，その結果女性たちは「脱母親期」を経験することになった（目黒，1980）．寿命のさらなる伸張は「脱母親期」を長期化し，また，離婚の増加は一つの夫婦関係が生涯的な性格のものではないことを示すこととなった．学校終了，結婚，出産，離婚，再婚などのライフイベントの経験タイミングの変化により，一度決められたコースを歩むことで一生を終える可能性が減少し，さまざまなライフイベントの種類や経験タイミングを一人一人が選択する状況が現れた．1965年と1985年との比較では，晩婚化と離婚率の上昇によりライフコースが多様化し（高橋，1994），また，1965年と1990年との比較では，初婚年齢は2.2歳上昇，生涯未婚のままで死亡する者は4.9%増加で12.9%，離婚者は6.9%増の16.2%で離別期間は3.9年短縮し18.2年，再婚者は5.7%増の10.0%，離別状態で死亡する者は1.2%増の6.2%となっており（高橋，1997，79頁），25年間の家族的生活のコースの多様化が明らかである．このようなライフコース・パターンの変化は，成人したら結婚して家族を創り，その中で生きることを前提とする人生観を，家族というライフスタイルを人生上の何時，どのような環境で，誰と共有するかという，生き方の選択肢とみる方向に人々の意識を変化させる重要な要因であったといえる．もっとも，ゆるやかにではあるが社会規範が変化してきたにもかかわらず，働く夫と専業主婦と子供2人の「標準家族」を前提に維持されている諸制度の下では，ライフイベントの選択やその経験タイミングの選択が標準的でない場合にはデメリットがある．ライフコースが多様化するという状況の中で，女性たちの意識の変化は，成人期の後半に来る長い「脱母親期」の生き方を模索することから逆算した形での成人期前半のライフイベントの選択を試行することの必要性が生み出した一つの結果だといえよう．

近代家族の揺らぎに貢献したと考えられるもう一つの要因は，女性の自立や男女の平等という理念を基礎とする女性のエンパワーメントを促進するための国連を中心とする取り組みと，これに対する日本政府のコミットメントに応じた国内政策の展開や，新しいフェミニズム運動などによる，性別役割分業システムを問い直す時代の流れである．1975年の第1回世界女性会議以降，日本政府は総理府に「男女共同参画室」（元「婦人問題対策室」）を国の担当機関として設置し，1995年の第4回会議にいたるまでの世界行動計画に基づいて国内行動計画を策定してきた．国内行動計画を通して，いわば行政主導の「男女共同参画型社会」造りが進められてきたが，これは，性別役割分業を見直す上で，日本のような中央集権型社会では有効であったといえる．特に，1980年の第2回会議において署名し，1985年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」により，それ

に反する国内法の改正や新しい男女雇用均等法の施行がみられたことは、女性が社会的に独立した存在であることを制度的に確認した点で重要である。この頃から、マス・メディアを含め社会一般の視線にも変化の兆しが出てきたが、働く女性の増加や高学歴化と共に少子化の傾向が顕在化し、女性の個人としての存在性と家族の変化（揺らぎ）が注目されるようになったといえる。

このような人口学的な変化と社会的環境の変化と相関する形で変化したのが、結婚や家族に関する女性の意識である。ライフコース・パターンの変化と女性の意識の変化の因果関係は明確ではないが、少なくとも中・高年期の長期化という現実を前に、子供の独立後、稼ぎ手役割から退職した夫との生活をデザインする必要を感じた女性たちの結婚観や家族観は変化してきた。統計に現れた最大の意識変化は結婚観である。「女性の幸福は結婚にある」という考えに賛成という女性は、1972年では約4割であったのに対し、1984年では約3割、1990年では14%に激減した。「結婚は女性にとって精神的経済的安定」に賛成は、それぞれ21%、22%、9%で、「人間として当たり前」に賛成の女性は、それぞれ20%、18%、21%となっている（厚生省、1996、35頁）。女性の生き方は結婚にありとする前2項目への賛同は1980年代に激減したといえる。1972年と1984年の間に「一人立ちできれば結婚しなくてもよい」に賛成する女性は13%から24%に増加した。1990年の総理府による調査では、「一人立ち」に替えて「結婚は個人の自由」という項目が導入され、これに賛同する女性は26%となっている（厚生省、1996、35頁）。「相手による」（1990年、22%）を加えると、結婚は個人が選択するものという考え方が半数を占め、女性の生き方＝結婚という考え方の支持者を大きく上回っている。また、ジェンダー役割観についての典型的な尺度となっている「男は仕事、女は家庭」という考え方についての意識は、これに賛同する女性の割合は1980年代には減少し、引き続き1990年代にはさらに減少している（1987年－37%、1990年－25%、1995年－22%、厚生省、1996、42頁）。「女性の結婚」観についての意識には大きな性差は見られなかったが、男女の役割分業については性差が著しく、仕事と家庭の男女の分業を是とする男性は、1987年では52%、1990年で35%、1995年で33%で女性を大きく上回る。しかし、男女ともに1990年代に入って以来、「男は仕事、女は家庭」という役割分業に同感しない者の割合が確実に増えている。一方、有配偶女子のみを対象にして「夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべき」という夫婦の役割分業についてきくと、「賛成」は51%、「反対」43%であり、意識の傾向がやや異なる（厚生省人口問題研究所、1993、51頁）。しかし、年齢による差がみられ、50歳未満で45－7%、50歳代で56%、60歳以上で67－8%と、高齢になるほど賛成が多数派となっている。ただし、29歳以下でも4割以上の妻がこの規範を支持しているのである。また、妻の就業状態による差異はかなり明白で、このような夫婦の分業規範に「反対」は、妻が常勤者の場合67%、パート・自営業・家族従業で54－7%、専業主婦で38%となっている。

妻が専業主婦であるべきと考える妻たちは、夫は家事や育児など家庭内の役割を担う必要はないと考えているのだろうか。「夫も家事や育児は平等に分担すべき」に賛成とする者は7割で反対は25%であり、若い層ほど賛成が多いが、70歳以上でも5割を占めている。

就業状況別にみると、妻常勤では80%、専業主婦でも71%が賛成である。「夫は外で働き、妻は専業主婦」にたいする態度表明は、「どちらかといえば」付きの賛否であるのに対し、「家庭内役割の夫婦の平等分担」に関しては、「全く賛成」が2割近くで、積極的賛成の意志表示が多い。

このような「妻はどちらかと言えば専業主婦」「夫は仕事も家庭も」という妻たちの夫婦役割期待は、「働く夫はほとんど家事をしない」「働く妻は仕事と家庭の両方の担い手」という実態（総務庁、1997；経済企画庁経済研究所、1997）とはかけ離れている。そして、妻たちの夫に対する家庭役割への期待は、20歳代・30歳代の年齢層では、中・高年齢層に比べて明らかに高い。例えば、「父親（夫）は、ふだんあまり家にいなくても、何か問題があった時、解決してくれればよい」という考えは、29歳以下の妻の73%、30歳代の妻の67%が反対で、しかも「全く反対」がそれぞれ29%、27%となっている。また、「夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべき」には、反対の割合は少数派ではあるが、29歳以下で43%、30歳代で40%に対し、40歳代の29%から70歳以上の16%へと、あきらかな年齢差がみられる。このような傾向は、夫は仕事中心であっても、若い年齢層の妻たちは、家庭は夫と共有するものだという意識が強いことを示している。

家族は夫婦と子供で成り立つという近代家族の前提についての意識（結婚すると子供をもつのが当たり前）も、29歳以下では「夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる」に反対が71%、30歳代で66%、60歳代35%、と若い層程結婚と子供をセットとする家族観が弱い。

女性の高学歴化が価値観の変化に影響を与えているといわれているが、4年制共学大学の女子卒業生調査（上智大学学内共同研究、1994）によれば、夫婦別姓を認めることについては75%が賛成、「法律婚外での出産を好ましいとしない」に反対が60%、「経済力は男女を問わず持つべき」が92%、などと先端的な意識を表明しているが、その一方で、男性には家族を養う義務があるという考えに賛成が76%と多数派である。ただし、30歳代以下では40歳代以上に比べてこの考えに反対する者が多い。また、女性は子供を産んで一人前という考えには反対が75%、育児には両親が同等の責任があるとする者は98%となっている。女性を結婚や家族の中に拘束する従来のジェンダー役割には反対としながらも、男性の稼ぎ手役割を否定しないというという傾向が極めて強い。彼女たちは、女性の就労を支援する制度は充実していない（90%）と認識しており、対象者の6割が既婚、7割が就業者であるところから、女性が就業することの現実を直視した態度形成であろう。しかし、20-30歳代で男性の家族扶養義務に否定的な者が3割近くいることは、日本の家族が個人化する一つの条件の兆しとして注目できる。

男性たちが「稼ぎ手役割」の担い手としてのライフコースを前提として人生を考えてい続ける間に、女性たちは家族の中の中心でありつつも家族の外の有償・無償の働きをすることが当たり前になってくる状況に置かれ、複数役割の持ち主となってきた。就業する女性は、安くて調整に便利な（いつでも家庭に帰せる）「主婦」という位置づけをされ報酬や職務などにおいて男性とは異なるシステムの中に組み込まれたままである。これでは、

女性が「稼ぎ手役割」を取得するにはほど遠い。北欧型のように経済成長期の労働力不足を補うための「正規」の労働力という位置づけではないので、家事や育児を社会制度で支えるという政策は日本では発達しなかった。また、近年に至るまで成長型の経済構造を維持してきたために、夫の「稼ぎ手」としての収入と妻の「補助的」パート就労によって家計を支える仕組みが可能であったために、主婦的就労が続いたといえる。

家庭の外に出た女性たちのもう一つの場合は、コミュニティーである。特に「女性の社会参加」が女性政策のキーワードとなった1980年代に活発になった主婦を中心とする地域活動は、従来の家庭内役割に追加された家庭の外での無償労働という新しい女性役割となった。主婦が主婦として地域で担う役割の追加に伴って家庭内役割の専売特許がなくなったわけではなく、稼ぎ手と主婦の分業システムが変化したことにはならない。このような新性役割分業システムは「女性は家庭」から「女性も地域」へと生活領域の拡大を意味するが、近代家族の基本理念を変化させるものではない。しかし、家庭外での活動経験が家族意識に影響を与える可能性は否定出来ない。また、出産を期に退職した若い主婦層が、地域生活への関心から、家族のあり方を問い直す契機ともなりうる。その意味で、近代家族の揺らぎと無縁ではなからう。

女性の就業それ自体は当たり前、地域活動も行政に支援される、といったように、女性が家庭の外に出ることが普通のライフスタイルとなった。しかし、女性の就業は「稼ぎ手」としての男性のそれとは異なる仕組みが維持される一方、老親のケアという大きな役割が家庭内の役割として増大している。また、地域での活動も消費者としてのそれが中心で、これは家庭内役割の延長線上のものである。女性たちの意識を変えるような条件が増えてくるにつれ、社会のジェンダー分業という大枠を崩していく試みもみられるものの、おおかたの傾向は、その大枠の中で可能な修正を試行するという、一種の自己防衛的対応であったといえる。日本の近代家族は、揺らぎながらも、次に向かうものが修正近代家族か、それとも「稼ぎ手と主婦のペア」から個人化に向かうのか、まだ不明である。意識を変えつつある女性たちは、このようなリンボー状況におかれており、近代家族を前提として組まれた制度が引き継がれたままで次の段階が見えない不安ゆえに、次世代につながる人生設計に積極的になれないと言えよう。

5 リプロダクティブ・ライツ

1994年にカイロで開かれた世界人口・開発会議は、それまでの人口会議とは異なり、女性の人権としてのリプロダクティブ・ライツをキー・コンセプトとすることで、一連の女性の地位向上運動の重要な一部となった。1.57ショックへの女性たちの反応の内容が、この概念によってこの時点で、性と生殖に関わる女性の人権の問題であると認識されるようになったといえる。カイロ会議での公式文書に導入されたリプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念は、その後、日本の女性たちの間に一般化していった。翌年の第4回世界女性会議において採択された行動綱領にもこれが重大領域の一つに位置づけられ、従って

日本国内の行動計画にもそれが反映されることとなった。

人口問題を数量としての人口の問題として捉え、出生率や人口増加率のコントロールによる問題解決を前提とする従来の人口会議に対し、カイロ会議の合意は、女性の地位向上・自己決定権の確立という観点から人口問題にアプローチするものである。このような戦略の有効性についての問題として、女性の地位と出生率との関係が示唆されているものの例外も多く、家族や女性の地位・役割についての価値観が宗教・伝統などに影響される社会では逆に問題解決を遅らせる可能性があること、また、個人の決定の結果が社会全体として満足いくものかどうか（例えば希望子供数）、などが指摘されている（阿藤，1994，14-15）。マクロ・アプローチからミクロ・アプローチへ、という流れは、人口のみならず環境や開発に関しても共通するもので、そこには主体が誰かという視点の相違や利害の対立におけるプライオリティの問題がある。カイロ会議においてみられた転換は、人口政策は性と生殖に関する女性の身体及び精神の制度的支配であるという認識が確認され、性と生殖に関する女性の自己決定権をグローバル・スタンダードにする方向が示されたことであろう。もっとも、このような発想が各方面にすんなりと受け入れられたわけではなく、特に宗教的原理を盾に反論を唱える国や団体が多く、その反論の元になっているのが結婚や家族の定義である。

日本の場合、カトリックやイスラームの原理に基づくリプロダクティブ・ライツの否定といった原理主義は弱く、国連の人口会議や女性会議において原則的にこの概念を認めている。しかし、過去の経過をみれば、人口政策と女性の自己決定権の視点が対立するものであることは明らかである。人口政策は国力としての人口への関心から、女性の出生力をコントロールすることにより人口規模や構成を適正に維持する方策を図る。それは女性の身体を生殖の道具と見なすものであり、抑制策から増加策へと転換される中で、その政策決定に参加することもなく振り回されることに対する意義申し立てが、女性は「数」ではなく「人格」だというリプロダクティブ・ライツの主張となったのである。江原によれば、1.57ショックにおける女性運動の反応の背景は、女性問題が人口問題に言及するときの 이슈ーは「人口妊娠中絶」に集中していたこと、そしてそれは戦前の「墮胎罪」をひきずったままの優生保護法と女性の自己決定権を否定する形で何回も浮上したその改正の動き、という人口問題に女性たちが直面させられてきた「血なまぐさい」問題であったという（江原，1992）。そして、このショックを契機に、人口問題・人口政策をとらえ直そうとする方向や女性が子供を産める社会環境にするために何が必要かを議論する方向がでてきたという。しかし、国側で考える人口政策に産む主体としての女性という観点が入るには、カイロ会議を待たねばならなかったということである。

1996年6月の第136回国会会期末のわずか5日間で成立した「母体保護法」は、「優生保護法」の優生思想の部分を削除する一部改正法律案として可決された、女性を「母性」として捉えることが明白な議員立法である。付帯決議として「女性の健康の権利等に関するプロジェクトチーム」の設置が決議されているが、ほとんど議論のないままに男性議員たちにより立法に至ったプロセスは、カイロ会議のフォローアップの形をとりながら、その

意図された方向とは逆行している。リプロダクティブ・ライツの概念からはほど遠い。第2次大戦後の占領政策に盛り込まれた女性の地位向上につながる女性政策は、女性の参政権や労働権の確保、生活改善の推進の一方で、人口政策の一環としての母性保護・母子保健といった、ジェンダーとしての女性を生物学的性としての「母」に還元する発想の根強い政策をも含んでおり、それは今日にまで受け継がれている。人口や保健に関わるこれまでの厚生行政は、出生行動の主体である女性を単なるターゲットとして認識し、そのように位置づけていたわけで、カイロ会議の意志を政策に反映させるためには、根底的な発想転換を迫られているのである。

平成9年10月に発表された人口問題審議会報告書は、個人の自立・自己実現と他者への貢献が両立する新しい家族像を基本にした社会造りを呼びかけ、人口問題を数としてのみならず、少子化の要因として女性の意識や状況に注目し、さらにその背景に個人の生き方の多様化を阻害する固定的な性役割分業構造の存在を指摘している。少子化の功罪について両論を併記しつつも何らかの対応が必要であるとしているが、その場合、「戦前・戦中の人口増加政策を意図するものではないこと」、「妊娠、出産に関する個人の自己決定権を制約してはならないこと」、「男女を問わず、個人の生き方の多様性を損ねるような対応はとられるべきではないこと」など、個人の選択や決定権を前提とした政策介入であることを強調している（同「報告書」、17頁）。また、平成10年版厚生白書「少子社会を考える」は人口問題審議会報告書を受けて、出生率回復への試みは個人の自立を基本とするという立場を取り、自立した個人の生き方を支える家族、そのような個人が連帯し支え合う地域、多様な生き方と調和する職場や学校、が求められる方向に日本社会が変化してきたことをデータを駆使して論じている。「自立した個人」「男女共生」など性役割分業や世帯単位の諸制度に挑戦するキーワードを基礎にした白書のアピールは、日本社会のジェンダー構造の変革なしに有効な少子化対策はないということを行政が認識した証といえようか。

6 性役割分業と自己決定

ジェンダー役割観や家族観といった意識におけるジェンダー・ギャップは、徐々に縮小しているように見える。しかし、性役割を固定的に所与条件とする諸制度は、基本的に変化していない。このような社会において、自己決定はどのように確保されるのか。一般に個人はその信念や利益に基づいて自己の行為を決定するが、その決定は必ずしも積極的なものとは限らない。特定の状況の下でやむを得ない選択を迫られることが現実の世界では多い。これまでの日本社会では、自己責任に基づく決定よりも、人間関係の中における自己の認識を元にした決定が規範化されており、「自己決定」という概念自体に日常性がなかったといえる。しかし、リプロダクティブ・ライツの概念が導入される以前から出生行動の主体である女性たちの行動によって少子化は進んできた。それは、女性たちが自らが置かれた状況の中で「より良い」状況につながることを想定しながら選んだ、いわば自己防衛的な行為の結果であったといえよう。つまり、女性のジェンダー役割の「コストと報

酬」とその変化が少子化を進めたということである。

ジェンダー役割の領域を a) 生物学的再生産活動（生殖）、b) 社会的再生産活動 1（家事、子供・老人・病人などのケア等）、c) 社会的再生産活動 2（コミュニティ維持）、d) 生産活動（有償労働）とすると、近代家族システムの下では、 $a + b$ vs. d または $a + b + c$ vs. d という役割内の葛藤が存在する（前者は旧性役割分業、後者は新性役割分業とも呼ばれる）。コストと報酬の判定基準を自己決定が可能な個人の自立の条件に求めるとすれば、 d を報酬とすれば b, c はコストとなる。 a を生得的特性とする女性にとって a は b, c, d を規定するものであるから、女性のジェンダー役割内の葛藤を減じつつ最大の報酬を得るためには、 a を自己制御することに尽きる。それは、出産をする・しない、「出産は家族システムの中で」という規範の下では結婚する・しない、出産する場合のタイミングや子供の数などを女性たちが選択することである。社会・経済的条件に応じて見られたライフコースや多様な生き方を容認する価値観の変化は、性役割分業に基づく近代家族システムを前提とした制度と政策の枠組みの中での選択肢を女性たちに提供したが、多様な生き方のコストを減らすために a のコントロールがみられたと思われる。女性にとって出産は、妊娠期間や出産時のみの問題だけではない、むしろその時点から始まる一生に亘って関わることになる極めてハイ・コスト、ハイ・リスクの人生上の出来事なのである。そして、「女性は子供をもって初めて一人前」とする規範がもたらすかつての出産の報酬は、今では、老後の世話など期待できない・しない、親以上の人生を約束する子育ての期待の重圧など、むしろマイナス面が強くなっている。病院での管理出産や「痛いのは当たり前」という日本の出産の常識に基づく産科医療のあり方に対し、女性たちはそれに順応しないことの証明として少産という対応をし、少子化の結果、「金の掛かる」というより「金を掛ける」育児を担う、そして「望ましい育児環境」を公的保育にも求め、その不備が出産動機を低下させる、という循環が生じてきた。出産は、ハイ・リスクでノー・リターンの行為とみなされるといっても過言ではなからう。

われわれの「ジェンダー小委員会」（注）が昨年度行った既存の統計・文献資料を基にした研究では、就業におけるジェンダー間の不平等、「出産は結婚制度の中で」という意識の強さ、ライフコースの変化と共に変化したジェンダー観の男女差、などが晩婚化や少子化を促進すること、そして、少ない夫の家事・育児分担とそれに対する妻の不満、低い生活満足度、低い配偶者への満足度、少ない育児サポート資源、多い就労関連時間、乳幼児の母親の生活不満、子育て不安感、管理された出産システムへの抵抗感、などが少子化の主な要因としてみられることが明らかとなった。その背景には、キャリア志向の女性が漸増する一方で、若い女性たちのジェンダー役割観が必ずしもジェンダー役割の互換性・代替性を求めるものではなく、男性には「稼ぎ手役割」に加えて家族役割をも期待し、女性本人は従来の「主婦役割」を回避したい、という意識構造が存在することが見え隠れする。これまでの晩婚化は、積極的キャリア志向の結果というよりは、不平等なジェンダー役割分業システムの下での独身状態の「成り行き」延長であったとみるのが妥当である。つまり、現存の社会システムでは、不満足な状況に入らないために結婚を先延ばしし、リ

ターンの期待できない出産は控える、ということである。これらのことから、われわれは出生率低下を晩婚化という要因のみで説明できない状況に入りつつあると予測した。

第二次大戦後の日本の近代化・経済発展のために国家と企業が一体となって進めた産児制限や家族計画という出生力規制は、個人にとっては少なく産んで生活レベルの向上をとるというキャンペーンであった。優生思想を基に合法化された中絶は、政策決定者側のみならず個人の側でも、リプロダクティブ・ライツや自己決定権といった概念が一般化しない状況では、「有効な」手段であった。産む主体である女性たちは、潜在的自己決定の表現として中絶をその身体的・精神的苦痛と共に手段化したと考えられる。近年では、晩婚やさらなる少産がその手段となったという解釈ができよう。近代家族システムと適合性の高い性別役割分業を前提とする社会システムを根本的に見直さない限り、生殖に関する女性たちの選択は、ハイ・リスクでノー・リターンの出産を回避する傾向を示し続けるだろう。出産のコストやリスクの減少とリターンの増大が、政策的課題となる。

注：昨年度「ジェンダー小委員会」のメンバーは筆者の他に江原由美子（東京都立大学）、岩間暁子（和光大学）、西岡八郎（国立社会保障・人口問題研究所）、渡辺秀樹（慶応大学）（アルファベット順）

参考文献

- Anderson, M. (1971) *Family Structure in Nineteenth Century Lancashire*, London, Cambridge University Press.
- 阿藤誠 (1994) 「高齢化社会と高齢者のコーホート変化」, 統計研究会『高齢社会のコーホートの分析』 pp.15-30.
- 阿藤誠 (1994) 「国際人口開発会議（カイロ会議）の意義—新行動計画とその有効性—」『人口問題研究』, 50巻3号, pp.1-17.
- ブラッド, R.O. (田村監訳) (1978) 『現代の結婚—日米の比較』 培風館, 1978年
- Davis, K. (1984) "Wives and Work: The Sex Revolution and Its Consequences," *Population and Development Review*, Vol.10 No.3, pp.397-417.
- 江原由美子 (1992) 「女性問題と人口問題」『社会保障研究』 28巻3, pp.261-269.
- Fischer, C.S. (1981) "Public and Private Worlds of City Life," *American Sociological Review*, Vol.46, pp.306-316.
- 人口問題審議会 (1997) 『少子化に関する基本的考え方について』.
- 上智大学学内共同研究 (1993) 『第二次上智大学女子卒業生の生活と意識報告書』
- 経済企画庁経済研究所 (1997) 『あなたの家事の値段はおいくらですか?』
- 厚生省人口問題研究所 (1978) 『昭和52年度実施調査第7次出産力調査報告—概報および主要結果表—』 (実地調査報告資料)
- 厚生省 (1996) 平成8年版『厚生白書』

厚生省 (1998) 平成10年版『厚生白書』

厚生省人口問題研究所 (1996) 『第1回全国家庭動向調査』(調査研究報告資料第9号)。

Laslett, P. & Wall, R. (eds.) (1972) *Household and Family in Past Time*, Cambridge, Cambridge University Press.

目黒依子 (1980) 『女役割—性支配の分析』垣内出版。

目黒依子 (1987) 『個人化する家族』勁草書房。

目黒依子 (1991) 「家族の個人化—家族変動のパラダイム探求—」『家族社会学研究』No.3, pp.8-15.

Meguro, Y. (1992) "Between the Welfare and Economic Institution: Japanese Families in Transition", *International Journal of Japanese Sociology*, No.1, pp.35-46.

目黒依子 (1993) 「ジェンダーと家族変動」, 森岡清美監修『家族社会学の展開』培風館, pp.211-221.

Segalen, M. (1983) *Love and Power in the Peasant Family*, Oxford, U.K., Basil Blackwell.

総務庁, 国勢調査

総務庁 (1997) 『平成8年社会生活基本調査』

高橋重郷 (1994) 「健康・死亡の変化と社会変動」, 坂田義教, 鈴木泰, 清水浩昭編著『社会変動の諸相』ミネルヴァ書房, pp.40-56.

高橋重郷 (1997) 「ライフサイクルと家族」, 阿藤誠・兼清弘之編『人口変動と家族』(シリーズ 人口学研究7) 大明堂, pp.70-89.